

■議案第82号 四万十町水道事業の経営統合に伴う関係条例の改正・廃止に関する議案第85号 共通資料

【要旨】

本町の水道事業は、上水道事業と簡易水道事業それぞれ別会計で経営していますが、町村合併以降実施している簡易水道の補助事業については、令和2年3月31日までに上水道事業に経営統合することを条件に採択されています。

上水道事業は、公営企業法の適用を受けることにより経理が複式簿記となるため、統合後の経営状況を試算した結果、施設の更新や耐震化等の資本整備に投資する資金が確保できない状況にあることが判明しています。

また、上水道事業は施設の更新等に要する補助事業の採択要件が厳しいことから、今後における事業運営の資金を確保し、安定した給水を行うためには、経営統合に合わせて水道料金を改定することが必要となっています。

このため、平成30年度には、有識者、水道使用者、公募による者で組織する四万十町水道料金適正化検討委員会を設置し、これまで計3回の委員会を開催して料金の適正化について協議いただいたき、本年7月に「13%の値上げが妥当である」との回答をいただいています。

その後、水道料金改定案を作成して9月に意見公募手続きを行った結果、提出意見等はありませんでしたので、改定案のとおり改定するものです。

議案第82号から議案第85号までの4議案については、上水道事業と簡易水道事業との経営統合、水道料金の改定に必要となる関係条例を改廃するものです。

■議案第82号 四万十町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

【改正内容】

給水区域、給水人口、1日最大量について、簡易水道事業分を追加した内容に改めます。

【新旧対照表】

別紙のとおり

■議案第83号 四万十町給水条例の一部を改正する条例について

【改正内容】

1. 水道料金の基本料金と超過料金を13%値上げするとともに、志和簡易水道、浦分簡易水道、小室簡易水道についても料金を統一し、水道の用途別区分の見直しを行います。
2. 水道法の改正に伴い、給水装置工事事業者指定手数料に更新手数料を追加します。
3. 今回の改正に併せて、字句の修正等を行います。

【新旧対照表】

別紙のとおり

■議案第84号 四万十町水道事業に関する負担金賦課徴収条例の一部を改正する条例について

【改正内容】

新設負担金の額を統一します。

【新旧対照表】

別紙のとおり

■議案第85号 四万十町簡易水道事業等設置条例を廃止する条例について

【内容】

四万十町簡易水道事業等設置条例を廃止します。